

【アメリカ】宅配ギグワーカーの保護を強化するニューヨーク市条例

海外立法情報課 中川 かおり

* ニューヨーク市で、2025 年 8 月から 9 月にかけて成立した 5 本の条例により、第三者食料品宅配事業者が規制対象に加わり、ギグワーカーである配達員の保護が強化された。

1 経緯

ニューヨーク市では、2021 年に、料理宅配のギグワーカー（以下「配達員」）¹を保護するための市行政条例集の規定を定める条例が制定された²。2025 年 8 月から 9 月にかけて成立した 5 本の条例によりこれが改正された（2026 年 1 月 26 日施行）³。市行政条例集は、従来、配達員にレストラン等から料理を宅配させる第三者料理宅配事業者⁴と第三者運搬事業者⁵を規制対象としていたが、今回、スーパーマーケット等から食料品、日用品等を宅配させる第三者食料品宅配事業者⁶を加えた。この事業者が上記 2 つの事業者と類似し、配達員の権利保護、事業者の規制が同様に必要とされるためである⁷。また、この 3 つの事業者を含む「宅配事業者」という文言を新設し、義務を課すこととなった。改正後の規定の概要を紹介する。

2 概要

（1）宅配事業者の配達員の権利等（市行政条例集第 20-1502 条～第 20-1512 条）

①市行政条例集第 20-1501 条～第 20-1512 条の規定に関する、市消費者・労働者保護局（Department of Consumer and Worker Protection. 以下「局」）による、宅配事業者とその配達員への啓発と教育、②配達員の権利行使に対する宅配事業者の報復の禁止、③①の規定の遵守記録の宅配事業者による 3 年間の保持、④配達員が受けた権利侵害への救済等を定める。

（2）配達の提供又は割当て（同第 20-1521 条）

（i）第三者料理宅配事業者又は第三者運搬事業者（a 項、b 項、c 項）

ウェブサイト、モバイルアプリ等により配達員に移動（trip）⁸を割り当てる第三者料理宅配事

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2025 年 10 月 9 日である。括弧内は著者の補記である。

¹ ギグワーカーが、個人事業主と被用者の中間に位置する個人請負労働者（independent contractors）に分類される場合には、雇主はこの者の健康保険、年金、労働災害等の費用を負担する義務がないため、この条例はこの者の保護を目的としている。Consumer and Worker Protection Committee Report, July 14, 2025, p.6. New York City Council website <<https://legistar.council.nyc.gov/View.ashx?M=F&ID=14505739&GUID=654CA698-3FF2-4785-BAC8-8D93D69106B3>> 「ギグ」はミュージシャン用語に由来するとされ、条例には用いられていない。

² 中川かおり【「アメリカ」料理宅配ギグワーカーの保護に関するニューヨーク市条例】『外国の立法』No.290-1, 2022.1, pp.20-21. <<https://doi.org/10.11501/11976509>>

³ Int.No.0737-2024 (Law2025/107), Int.No.0738-2024 (Law2025/108), Int.No.0859-2024 (Law2025/113), Int.No.1133-2024 (Law2025/123), Int.No.1135-2024 (Law2025/124).

⁴ third-party food delivery service. ウェブサイト、モバイルアプリ等によりレストラン等が準備する料理、飲料等の販売を提供し、又は手配し、当日配達又は当日集荷するサービスであって、当該レストラン等の所有ではないもの。市行政条例集第 20-1501 条。Grubhub、Uber Eats、DoorDash 等。

⁵ third-party courier service. レストラン等又は第三者料理宅配事業者に代わり、レストラン等からの料理、飲料等の当日配達又は当日集荷を下請するサービスであって、当該レストラン等の所有ではないもの。同上。Relay 等。

⁶ third-party grocery delivery service. ウェブサイト、モバイルアプリ等により食料品小売店からの商品の配達を補助し、提供し、手配するサービスであって、当該食料品小売店の所有ではないもの。同上。Instacart、Shipt 等。

⁷ Consumer and Worker Protection Committee Report, *op.cit.*(1), pp.9-11.

⁸ 配達員が商品を配達する所要時間、移動距離及び経路をいう。1 以上の集荷場所への移動、配達する商品の選択、待機時間等が含まれる。市行政条例集第 20-1501 条。

業者又は第三者運搬事業者は、局が規則で定める手法に従い、配達員に次の指定を認める。①最初の集荷場所から最も遠い届先までの1マイル（約1.6km）以下の単位の配達員が受諾する最長距離、②規則で選択可能な橋である場合に、配達員が選択する特定の橋の上の移動を受諾しないこと、③規則で選択可能なトンネルである場合に、配達員が選択する特定のトンネル内の移動を受諾しないこと。第三者料理宅配事業者又は第三者運搬事業者は、配達員に当該指定の変更をいつでも認めるものとし、当該指定と異なる移動を割り当ててはならない。

（ii）宅配事業者（d項）

宅配事業者は、配達員が移動を受諾する前に、規則で定める手法に従い、次の事項を開示する。①集荷場所の住所、②最初の集荷場所から最後の届先までの移動について予想される所要時間及び距離、③顧客が指定したチップ（gratuity）⁹の金額、④チップを除く報酬の金額等。

（3）最低支払額及びチップの取扱い（同第20-1522条）

（i）第三者料理宅配事業者又は第三者運搬事業者（a項第1号、第3号、b項第1号）

局は、第三者料理宅配事業者又は第三者運搬事業者の配達員の労働条件を調査するに当たり、当該配達員の①受ける支払及びその決定方法、②総所得、③経費、④必要な設備、⑤労働時間、⑥1回の移動の平均距離、⑦移動手段等を考慮しなければならない。この調査に基づき、局は、第三者料理宅配事業者又は第三者運搬事業者が配達員に支払う最低支払額を決定する方法を定める¹⁰。この最低支払額にはチップは含まない。

（ii）第三者料理宅配事業者又は第三者食料品宅配事業者（b項第3号、4号）

ウェブサイト、モバイルアプリ等により顧客に注文を可能とする第三者料理宅配事業者又は第三者食料品宅配事業者は、注文の前又は注文と同時に顧客にチップを支払う機会を提供しなければならない。また、第三者料理宅配事業者又は第三者食料品宅配事業者は、裁量によりチップの選択肢を提供できるが、①購入金額の10%以上の選択肢と②金額又は購入金額に対する割合を顧客が手動で入力できる選択肢を含めなければならない。

（iii）宅配事業者（b項第1号、第2号、f項）

宅配事業者は、次の行為を遵守する。①チップのいかなる部分も保持してはならないこと、②チップを最低支払額の補填に用いてはならないこと、③チップの支払額と報酬の支払額を配達員に明示すること。局は、期限内に、宅配事業者が配達員に支払う最低支払額を決定する1以上の方法を、①市労働条例集に定める最低賃金以上の金額、②連邦法等により雇主に支払が義務付けられる手当額以上の金額、③配達員の経費の補填に十分な金額を含むよう定める。

（4）宅配事業者による配達員への支払（同第20-1523条）

宅配事業者は、168時間又は7回連続する24時間の固定された定期的な期間を支払期間とし、当該期間に1回以上かつその終了後7日以内の支払を義務付けられる。また、宅配事業者がチップの全額を支払わないことは違法とされる。宅配事業者は、規則で定める手法に従い、支払期間の終了後7日以内に、次の事項を含む、配達員に支払う全報酬の明細書を提供する。①第20-1522条の最低支払額、②①に寄与する可能性のあるボーナス、③チップ等。明細書には、宅配事業者が最低支払額を算出するために用いた方法を明記する。宅配事業者はこの明細書を規則で定める手法に従い3年以上の期間保持する。

⁹ 宅配事業者による配達に対し顧客が自発的に支払う金額であって、購入価格等に加えて支払われ、顧客が金額を選択でき、宅配事業者が配達員に支払うものをいう。同上。

¹⁰ 第三者食料品宅配事業者も、配達員へのこの最低支払額以上の金額の支払を義務付けられる。第20-1522条c項。